

「弁護士が国際機関で働くということ」

「国際機関就職支援」座談会

佐藤安信 *Sato, Yasunobu*

東京弁護士会会員・東京大学大学院総合文化研究科教授

野口元朗 *Noguchi, Motoo*

カンボジア裁判所特別法廷上級審判事・国連アジア極東犯罪防止研究所教官・
外務省国際法局国際法課付検事

紀谷昌彦 *Kiya, Masahiko*

外務省総合外交政策局国連企画調整課課長

(司会)

山本晋平 *Yamamoto, Shimpei*

第二東京弁護士会会員・日弁連国際室囑託

北村聡子 *Kitamura, Satoko*

東京弁護士会会員・日弁連国際室囑託

なぜ「弁護士の国際機関就職」が課題なのか.....	4
国際機関からは、どのような実務経験が評価されるのか.....	8
国際機関への「入り口」.....	11
なぜ国際機関に入るのか—NGOの役割.....	13
法曹の「職場の1つ」としての国際機関.....	16
国際社会における日本の法曹の競争力.....	17
今後の課題と方向性.....	20

(北村) 日弁連国際室囑託の北村です。

(山本) 同じく国際室囑託の山本です。

(北村) まずは皆様から、国際機関との関わりについて簡単に自己紹介をお願いできませんでしょうか。

(野口) 法曹の期は 37 期です。1985 年に検察官に任官しまして、今年 25 年目です。検察実務を 10 年間やった後、1996 年頃から今でいう法整備支援、すなわち発展途上国に対する司法制度改革支援に法務省の仕事として従事するようになりました。その後色々なコンテクストでもう 10 年以上、国際法務といえるような業務ばかりやっております。

国際機関での勤務経験としては、2000 年から 2004 年までの 4 年間、マニラにある国際開発金融機関のアジア開発銀行 (ADB) の法務部に、カウンセラー、つまり弁護士として法務省から出向しておりました。これは私が初代でして、出向と言っても正規にポストに応募して、面接を受けたりして正規職員として採用され、給料もアジア開発銀行からもらっていました。

2004 年に帰国し、国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI) の教官と、外務省の国際法局国際法課付の検事を兼務し、国際刑事裁判所 (ICC) 加盟にあたって外務省に法的助言などをしました。さらに 2006 年からはカンボジアのクメール・ルージュ特別法廷 (ECCC) の最高裁判所の国際判事を兼務しております。これは常駐ではありませんが身分的には国連職員で、今現在カンボジアと行ったり来たりしております。

(北村) ありがとうございました。では、続きまして、佐藤さん。

(佐藤) 私は、野口さんより 1 期上の 36 期で、野口さんとは東京地検で検察修習が一緒だったんです。弁護士登録してから思うところありまして、1 年ほど父の事務所に籍だけ置いて、アジアのあちこちで、色々な問題を見て回りました。帰国の翌年から弁護士業務を始めましたが、普通の仕事の傍ら、難民申請の支援や、NGO 活動に取り組み、その過程で UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) によく出入りしてました。また、将来は国連で働きたいという思いがありましたので、英語の勉強をして、1988 年からハーバード大学ロースクールに留学し、法学修士 (LL.M) を取得して卒業した後、国連のポストを探して、ニューヨークの日本政府代表部を尋ねたりしました。けれども当時はポストの空きがなく、とりあえずジュネーブの国連人権センター¹で 1989 年 7 月から 10 月まで、サマーインターンをしました。全くの無償で、会議に必要な書類のコピー取ったりとか、本当に単なるお手伝いという感じでしたが、とにかく国連の人権関係の仕事をしたいということで、その間にも履歴書を配りまくって、日本人の国連職員の方にも何人か会って、いろいろ助言を得たわけですね。その後、1989 年 12 月から 1990 年 6 月までニューヨークに戻って法律事務所でインターンとして勤務し、その後、1990 年 10 月から 1991 年 5 月までオランダの法律事務所に移って EU 関係の勉強をしながら、国連のポストを探し続けていました。

オランダに来て半年くらいして、ジュネーブでお会いした UNHCR の日本人職員の方が

¹ 現在は国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) と統合されている。

ら UNHCR のオーストラリア事務所の L ポストという短期雇用の臨時ポストがあるからどうか？という電話を受け、応募してうまく採用された。これが本格的な国連での仕事のスタートになります。

その後、1年ちょっとくらいして、日本大使館を通じて、国連のニューヨーク本部から UNTAC（国連カンボジア暫定統治機構）のオファーがありました。しかし、なんと2週間以内にカンボジアに行ってくれというお話で（笑） UNHCR の任期がまだ満了していなかったのに迷いましたが、やはり、難民問題の最終的な解決は、難民排出国の平和を取り戻すことにありと考へ、即座にそのままキャンベラからプノンペンに飛びました。

そして、1992年8月から93年9月までの約1年間、カンボジアで UNTAC の人権担当官という仕事をしました。入ったときはパリ和平協定上の違反審査部に配属されましたが、1か月ほどで人権部担当官に変わってもらったのです。

UNTAC を終えて93年10月に日本に戻り、人権とはだいぶ違う、国際金融専門の法律事務所（三井安田法律事務所）に入って勤務し、95年の夏から、大蔵省（当時）からの依頼で、事務所からロンドンの EBRD（欧州復興開発銀行）に2年間出向しました。法律整備を担当するというので2年3か月ほどおりました、その後赤羽〔貴〕弁護士にその仕事を譲り、私は、日本の事務所に籍を残したまま、ロンドン大学の博士課程に入って、2年ほどそれまでの経験をまとめる研究活動をしました。

その後、1999年に名古屋大学大学院の国際開発研究科に入り国際商事仲裁などの紛争処理を専門に、開発法学の研究と教育に携わりました。当時の弁護士法では公務員と弁護士は両立できないということだったので、このとき、一旦弁護士登録を抹消しています。

そしてその後、弁護士法が変わったということもありまして、名古屋弁護士会（現在の愛知県弁護士会）のほうに入会し、その後、2004年秋に東京大学教授と兼任になり、2005年に完全に東大に移ったということです。

（北村） ありがとうございます。続きまして紀谷さん、お願いします。

（紀谷） 私は、大学時代で「模擬国連」を経験したことが契機となり、日本政府の中から国連に取り組みたいと考へ、外務省に入りました。外務省では、まず、国連政策課に1年間勤務した後、法学部出身だったこともあり、イギリスの大学に留学して、国際関係論と国際法の修士号を取得しました。

その後、2000年に米国ワシントン D.C.の日本大使館に勤務することになりました。そこでの仕事は、開発問題担当で、アメリカ政府に加えて、世界銀行に関連する業務に3年ほど携わりました。

その後、2003年に、在バングラデシュの日本大使館に異動になりました。

2006年に東京に戻った後は2年間、国際平和協力室長として PKO 派遣に関する仕事と、「平和構築分野の人材育成」という新しい事業の立ち上げに携わりました²。そして、この2008年8月からは様々な国際機関の邦人職員支援を担当する国連企画調整課の課長となっ

² 事業概要等については http://www.mofa.go.jp/mofaj/Gaiko/peace_b/j_ikusei.html 参照

たところ です。

なぜ「弁護士の国際機関就職」が課題なのか

(北村) どうもありがとうございました。

では、本題に入ります前に、私からごく簡単に、日弁連のこの問題に関するこれまでの取り組みをご紹介します。日弁連がこの問題について最初に対外的にその立場を表明したのが、2003年6月、司法制度改革推進本部の国際化検討会で、日本の法曹が国際機関で働くために包括的な情報提供が必要だという意見を述べました。背景には、他国では法曹資格を持った人たちが国際機関で働くことは珍しくない一方、日本の法曹は圧倒的に少ないという現状認識があり、日本の法曹も、より国際貢献していかなければならないということ、加えて、法曹人口が拡大していく中で業務拡大をしていかなければならないという問題意識もありました。

このような立場から日弁連では、2004年から3回にわたって、国際機関人事情報セミナーを開催しまして、広く日弁連の会員に対して国際機関に就職するための方法、国際機関での仕事の内容等を広く伝える機会を設けてきました。

その際には外務省の国際人事センターの稲賀所長にもご出席いただきまして、ご協力いただきました。また、佐藤安信さんにはスピーカーとして参加していただいたこともございます。

さらに新62期の司法修習生からは、選択型実務修習プログラムの一環として、希望者が、外務省国際法局国際課、JICA(国際協力機構)東京事務所や、国際機関であるUNHCR(国連難民高等弁務官)、IOM(国際移住機関)の東京事務所でインターンができる制度を構築いたしました。

並行して日弁連からの情報発信として、日弁連のホームページの中に「国際機関就職支援コーナー」³を設けました。また、2008年3月からは外務省の協力を得て、弁護士向けのロスター制度もスタートしてきたというところでございます。

(山本) 国際機関で勤務された佐藤さん、野口さんは、採用されるまでのプロセスで、どのような経験をされたか、あるいはそこでのご苦労などお聞かせ頂けますか。

(佐藤) ハーバードに留学後、ニューヨークの日本代表部を訪ねて、国連で仕事をしたいと申したわけですが、その際、人事院の方と面接させて頂いて、最初、「日本の弁護士です」といったら随分感心して頂いたのですが、同時に、ため息をつかれまして、「弁護士というのはあまり国連ではアピールしないんですよ。むしろどこかの助教授というような肩書きの方が良いんですよ。」と。「日本に戻って弁護士されていた方がいいんじゃないですか。」と言われました。日本では、弁護士というと社会的地位も高く尊敬される職業ですが、それは国連では通用しないんだということをはっきり言われたんですね。たまたま大使も会ってくれて、同情してくれて、もしカンボジアの状況が動いたらポストが出来るかも知

³ <http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/shushokushien/index.html>

れないし、ということで、とりあえずロスター制度に登録だけしました。それが後ほど UNTAC の仕事に繋がりました。

当時はがっかりして、結局、国連の日本人の集まりに顔を出して、その人脈を通じてポスト探しも致しました。ハーバード卒業後の夏にジュネーブの国連人権センターでインターンをしていた期間中も色々な人に来て、自分を売り込みました。その間の生活費などもかかっていずれにせよ、非常に苦労はしました。

そして、結局分かったのは、やっぱり「国際機関のポストの公募が出た段階では誰がポストを取るかはほぼ決まっている。」というのが常識だと。JPO(Junior Professional Officer という日本政府が2年間給与を払って国連に送り込む制度)で入る場合は別ですが。それでもポストは自分で探さなければならぬし、適任のポストが出るまで2 - 3年待たされたこともあるようです。私は、30代前半の頃にジュネーブでインターンをして、まだJPOの試験を受ける資格はありましたが、そのとき UNV (国連ボランティア)の日本人幹部の方からも、「とにかく国連では最初に入るポストによって今後のキャリアも決まるから、正規職員の中での一人前、いわゆる P3 あたりを狙いなさい。」とアドバイスされたので、P2まででしかはいれない JPO を使わなかった。そのため余計に苦労をしたかと思います。それからもう一つ、EBRD の就職のときに感じたのですが、これは大蔵省(当時)からの依頼で事務所から派遣されるということでしたから、ほぼ自動的に決まっているだろうと思っていたんですけども、実際に面接官とインタビューをして言われたのは、私が日本の弁護士資格を持っているということよりも、ニューヨークの弁護士資格を持っていたことや、ニューヨークの国際金融の法律事務所で働いていた経験が評価されたということだったんですね。というのも EBRD の法務部長と次長も、ハーバード大学ロースクール出身だった上に、そのわたしが勤務していたニューヨークの法律事務所のパートナーという経歴もあったのです。要するに国際機関の中で中心となっている人たちのラインに、私が一応乗っていたということなんですね。

実際は、ニューヨークの法律事務所では単なるインターンで大した仕事もしていなかったけれども、そこにいたことが肩書きとして非常に有効だったということです。

EBRD で勤務をはじめ、驚いたことに、仲裁地として選択してはならない国家のリストの中に日本が上がっていた。つまり、日本では外国人弁護士は仲裁においても当事者を代理することが禁止されているからということでした。さらに日本法を準拠法として選択してはいけないということです。そこで私が法務省に連絡して確認したら、外国法事務弁護士法が改正されて、外国弁護士でも日本国内で当事者代理ができるようになったと言われました。「ではその法律の英語翻訳はありますか。」という、「そんなものはない。」と。そこで、私が改正法を翻訳して、EBRD に提出して、日本をブラックリストから外してもらったということがありました。そんなわけで、日本の法律のほとんどが英語で翻訳されてもいなかったために、外国人には日本法へのアクセスが実際上困難な訳ですから、ましてや日本の弁護士がどういう人たちなのか、さっぱり分からないと。ですから日本の弁護

士であることは、海外では実務上ほとんど評価されないと思った方が良いでしょう。

(野口) この点については、私自身の苦勞というよりも、日本人の法曹資格者が国際機関に就職しようとするときの一般的な困難について私の感じているところをお話しますと、それは2つあると思うんですね。

1つは、今、佐藤さんの話に出ましたけれども、日本で我々が思っているほど、日本の法曹資格者であるということが高く評価されない。極端に言いますと、日本でしか仕事をしたことがない人は、10年経験があっても、20年経験があっても、掛けるゼロ(×0)みたいなことで評価されてしまって、国際場裏での実務経験は、ゼロだという風にみなされかねないところがあります。その理由として1つには、言葉の問題があると思うんですね。日本の弁護士というのは、基本的には日本語で仕事している。したがって、その人が日本人として10年、15年経験があっても、国際機関で英語を使って仕事ができるという保証がどこにもない。また、実際日本人で国際機関に入ってから言葉で苦勞している人もたくさんいますので、これはやはり1つのハンディなのだろうと思います。

もう1つは、国際機関の就職というのは、一般に思われているようにオープンでトランスペアレント(透明)な手続ではない。今佐藤さんからも出ましたけれども、空席応募の中には、事実上は内部昇進でほぼ内定しているが、規定上仕方がないから公募にかけているというものもたくさんあります。それから、事実上その業界で働いたことがなければ採ってもらえないようなポストもたくさんあります。そういう意味では、国際機関の採用手続というのは、外から見ると相当分りにくい手続であって、業界内部の人間関係やノウハウがない人が、闇雲に応募してもなかなか当たるものではないというところがあります。

ですから、これについてはある意味、悪循環ですね。経験がないから分からない。自分を知ってくれている人もいない。したがって、引っ張ってくれる人もいない。そうするとなかなか入れない。その悪循環をどこかで何らかの形で1回破って、国際機関の勤務経験を持つと、仕事をきちんとこなしていれば、この人は国際機関で通用する即戦力を持った人だという実績ができて、その人の仕事を評価してくれる人も出てくる。そして次のステップに行くときに、さっき言ったような意味でのハンディというのがなくなってきて、むしろどんどんと道が開ける。これは好循環なわけです。日本人の場合は原則として悪循環のループの中にいるので(笑)、「クオントムリープ」という言葉がありますが、悪循環を抜けて好循環の中に入るところが難しいんだと。

私が初めて国際機関で採用された際の経緯ですが、96年から法務省の法整備支援の仕事の一環で、世界銀行とかUNDP(国連開発計画)とかIMF(国際通貨基金)とか、様々な国際機関との間で協議の機会を持つことが多かった訳です。その一環で訪れたADBでたまたま「ここに来るつもりはないか」というような話があって、それを法務省に相談して、最終的に法務省からの出向としてADBでの勤務を開始しました。私の後、一人後任が出ただけで、継続性のあるポストにはなりませんでしたが、もともとあったポストではなくて、私が自分で作ったポストと言って良いかもしれません。

いずれにせよ、今日この座談会でわれわれが検討していくべきことの1つは、日本人で国際機関で働きたいと思っている人たちが、どうやって、私や佐藤さんが直面していた問題について、同じ轍を踏まずに上手く夢を実現できる仕組みを作っていけるかということだと思います。

(山本) 紀谷さんは、これまで国際機関の就職プロセスでの日本人を多く見て、また、その中で日本人の法曹があまりいないということも見ておられると思いますが、日本人を送り込むという立場から、この問題について、どのように感じていらっしゃいますか。

(紀谷) そもそも前提として、なぜ日本人が国際機関で働くことが大事なのかについて、少しお話ししたいと思います。これはもちろん国際貢献という面もありますし、あるいは国際的なルール・メイキングに直接関わることの重要性という面もありますが、今日、グローバルな取り組みにおいて重要視されることが、お金から、知恵やリーダーシップといったソフト面に移りつつあると思います。そのような中で、特に日本独自の理念や価値観を持った人たちが国際的に活躍することで、日本の存在感を維持・強化していくことが大事だと思っています。担い手となる日本人が増えていくことが大事であり、それは法律分野でも同じだと思います。この分野でも、いわゆるインナーサークルが形成されているでしょうし、国際機関はその重要な拠点、橋頭堡ですからそこから日本人がすべからず排除されてしまう状態が続いてしまうと、やっぱり本来、得るものが得られないし、貢献できるものもできません。

特に、日本として、日本ならではの貢献ができると思います。日本が過去に経験したことと同じような課題に直面し、問題に取り組んでいる途上国はたくさんあると思います。そういう意味でも、やはり西洋、欧米に加えて日本人の発想なり経験なりを活かす余地というのはあると思うので、是非様々なハードルを乗り越えて地球規模の課題に取り組んで行くべきだと思います。ですから、今回の日弁連の取り組みというのは、非常に時宜を得たものと思っています。

課題について、今ご両名から、まさに実体験に基づいた話がありました。共通点もあると思いますが、私はどちらかといえば第三者的な観点から、大きく分けて3つの課題を指摘したいと思います。

1つは、経験・経歴と人脈です。やはり国際機関の現場を見ておりますと、人を採用するときに「この仕事がすぐに出来るのか。」を見定めるわけです。やはり、過去に似たような仕事をした経験や、そこで得られた人脈がないと、なかなか採用してもらえない。これはやむを得ないことだと思います。国際機関や英米の事務所などでインターン勤務経験や、そこでの人脈がない中で、いきなり入ろうとしても、手がかりがありません。

2つ目は、面接をはじめとする能力上の制約です。それは法曹資格者のみならず、多くの日本人の課題ではありますが、やはり CV (履歴書) が上手く書けても、次のステップ、つまり面接で、口八丁手八丁で自分をアピールできる必要があります。つまり、文書起案能力だけでは駄目で、英語なりフランス語なりでのコミュニケーション能力は相当高度な

ものが求められます。日本人の場合はよほどの努力をしない限り、相当ハンディになるというのが現実だと思います。

3つ目は、特に法曹資格者についての問題ですが、待遇や給与安定性です。そもそも採用の難しさとか、障害、ハードルを乗り越える意欲・使命感を持っている日本の法曹資格者が、実際にはどれだけいるのかという問題です。もともと国際機関で働きたいと大学時代から思っている人は、学生時代からグッと睨んで、卒業後は、日本の法曹資格は取らずに、すぐに国際分野で働き始める人が結構多いと思います。一方、日本で司法試験を受けて、日本の法曹としてしばらく実務を経験した方が、日本での恵まれた待遇、社会的な尊敬といったものを、あえてかなぐり捨てて、相当待遇が厳しいところにおもむろに路線転換しようと思うというのは、それ自体、ハードルが高いものです。従って、そういう強い意欲なり覚悟を持った方がなかなか見つからないという問題があります。

国際機関からは、どのような実務経験が評価されるのか

(山本) 有り難うございます。確かに、少なくとも欧米と比べると、日本の法曹にとって、国際機関というのは、言葉、文化、さらに場所の面からも、身近ではない面があり、そのことが野口さんの言葉で言うところの「原則として悪循環の中にいる」ということに繋がるのかと思います。そこで、もう少し日本の法曹に国際機関を身近に感じてもらうために、国際機関での仕事の内容などご紹介頂けますか。特に日本の法曹資格は海外では評価されないというお話はありましたが、そうは言っても、日本での法曹としての実務経験が国際機関での業務で役に立った部分もあるのではないかと思います。

(佐藤) 私が最初に本格的に働いた国連機関は、UNHCR です。きっかけは日本人職員の方の引っ張りだったと申し上げましたが、やはり、最終的に一番の採用の決め手になったのは、おそらく私が日本の中で、弁護士として、日本に来た難民の支援業務を手弁当でやっていた経験が評価されたんだと思うんですね。私が弁護士登録してすぐにアジアの途上国を回ったなかで、その実情の深刻さを改めて痛感したわけです。しかも、日本のODAを含めた援助が、構造的な人権侵害に結びついている。そういう日本人としての責任感の中で、誰かがやらねばという思いが強く使命感としてあったと思うんですね。

ですから、先ほど言いましたように、「日本の法律家」というだけでは肩書きとしては空っぽなんですけど、やはり日本という国の中で一応プロフェッショナルとして難民の保護に従事したことを、UNHCR のリーガルオフィサーで東京事務所にいた人も評価してくれたことが大きかったと思います。実は、英語が不得意だった私がハーバード大学ロースクールに入学できたのも、その人の推薦書が大きかったのではないかと考えています。

要するに、国連の仕事をしたから国連を目指すのではなく、国連が持つ理想に対して、自分はどれだけ貢献できるか、どんな取り組みをしてきたかという部分をアピールすることが大事なんだろうと思います。国連は、私も働いてみて思ったんですけども、本当に

単なるお皿に過ぎない。そのお皿に乗っている中身は、実は現場の NGO が担っていたりする訳です。ですから、NGO 活動などを通じて培った経験も大きく評価の対象になります。

UNHCR 自体は国際法の仕事で、日本の法律は道具にならないわけですから、そういう意味でまずは海外に留学すると同時に、そのツール、武器としての国際法と英米法を習得するということが必要だと思えます。

また、日本の法曹が国際機関で働くことの意味ですが、先ほど、紀谷さんからも話が出ましたけれども、私自身、UNTAC で人権担当官やっていたのですが、やはり多数派を占める英米法の専門家というのは、ともすると英米法の観点からしか人権や開発を語れないので、カンボジアなどの国では大変な反発もあったんですね。そういう意味で、日本人が彼らと同じアジア人であることの強みを感じました。つまり日本は、戦前は大陸法、戦後は英米諸国から法律を学び、それを日本の文化・伝統と折衷してきたという経験がありますから、それが、おそらく平和構築、法整備支援といった分野においても、十分アピールする要素になると思うんですね。ですから、国際的な活動をしたいということで、すぐに日本を飛び出して欧米のロースクールで資格を取るのもいいのですが、そうすると、日本の国籍があるというだけで、普通の英米の法律家と差別化が図れない。

やはり日本の法曹としてある程度の実績・経験を積んだ上で留学して国際法、英米法を学べば、日本の法曹としての優位性というか、アピールする分というのができると思います。日本の法律自体は国際機関で直接使わないけれども、日本の法律家としての実務経験は必ず国際機関でも生きるということです。

(山本) 野口さんは、日本の法曹資格者であることと、アジア開発銀行 (ADB) や法整備支援の仕事との間に、何かつながりというものは実感されていますか。

(野口) 結局、先ほどから出ています話を私なりに解釈すると、やっぱり日本の法曹資格、もしくはそれに基づいた経験というものが、国際機関の採用側から見たときに即戦力として映るかどうかという問題だと思うんですね。私の場合はアジア開発銀行 (ADB) に入る前に法務省の法務総合研究所で 4 年ほど ODA の法整備支援に携わっておりました。ここでは色々な国際機関がやっていた多国間プロジェクトにも関わりがあり、また業界の色々な人とも面識があった。仕事も基本的には英語でやっていた。これらが、国際機関の勤務経験のそのものではないけれども、かなり関連性の高い経験であると評価されたのだろうと思います。

私自身も、ODA の法整備支援を二国間協議でやっていた訳ですが、やはり多国間の仕事を経験しないと、法整備支援の全体像をきちんと理解することはできないし、ドナー間の協調は無理だと思ったことが、アジア開発銀行 (ADB) に入った動機です。

ですから、必ずしも外国での勤務経験でなくてもいいんだろうと思います。先ほど佐藤さんが言われたような、日本を舞台とした人権分野のフィールドワークみたいなものでも、分野によっては良いのかも知れません。私の場合はアジアを舞台にした法整備支援の業務が、フィールドワークに近いものと見られたのだろうと思います。

それから、日本の法曹のもう一つの弱点は、ジェネラリストである場合が多いということですね。国際機関の空席応募というのは、ものすごく狭い専門性を要求しています。1つの空席に対して、要求されている業務とほとんど同じような仕事、または似たような仕事を国際機関でやっていたような人たちが何十人も、場合によっては何百人も応募してくる。その中から選ぶ側になってみると、もう、業務の関連性の点で、日本人のほとんどは最終選考にも残らずに落ちてしまうんですね。

だから、先ほどの話の繰り返しになるかもしれませんが、やはり採用者側から見たときに「この人は関連性の高い経験を持っている」という風に映るようなキャリアをどうやって積み重ねていけるかどうかということだと思います。

ですから、私は、最近若い人から国際機関に入って国際貢献のための仕事をしたいというような相談を受けた場合に必ず言うようにしているのは、やっぱり中核となる専門性を実務レベルで身に付けるべきだということです。それは、たまたま日本の法曹資格を使ってそれを日本の国内で実践しても良いし、アメリカやイギリスの法曹資格を取得して外国の法律事務所で働くということでも良いけれども、国際機関が即戦力を求めている以上、やはり、3年とか5年とか7年とかいう期間、狭い分野での実務経験を積んで、できればフィールドワークもこなして、その分野と関連性のあるポストに応募すると。そこがないとまずなかなか土俵に上げてもらえないというところがあると思います。

今私は、カンボジアの国際法廷の関係で採用する側に回って最終選考リストを作ったり、インタビューをやったりしているのですけれども、自分がそっちの側に回ってみると、いかに日本人が採りにくいということがよく分かります。最終選考に残すのもかなり難しい。すごく関連性の高い経験を持った人からもう何十通と履歴書が来て、その中から5通残すというときに、「難しい日本の法曹資格を持っている」というだけでは残りようがないという感じが非常にします。

ですから、国際機関で働きたいという意思を持っている人は、そこに向けて、早いうちから自分のキャリアパスをある程度人工的に作っていくことも必要なのではないのでしょうか。ただ、それが必ずしもいきなり外国に飛び出すということの意味するものではないと思います。

(山本) 野口さんは、今、カンボジアの特別法廷で上級判事をなさっていますが、野口さんの周りの判事や、検事、弁護人の仕事以外に、世界の法律家たちがどんな仕事をしているのか、その人達はどこから来ているのでしょうか。

(野口) カンボジア特別法廷の職員は、裁判官とそれ以外のスタッフとに分かれています。それ以外のスタッフは、国連の職員で、法律家の仕事として、判事・検事・弁護人のアシスタントや書記官など様々なものがありますが、おそらくその70%くらいは、他の国際刑事裁判所で働いていた人たちです。たとえば、ハーグの旧ユーゴ国際刑事法廷(ICTY)やシエラレオネ特別法廷、それからルワンダ国際刑事法廷(ICTR)、東ティモールの特別法廷など、こういった、最近仕事が終わりに近づいてきて、業務も人員も縮小してきてい

るようなところから、いわば業界の人たちが大量に転職している。

これは ICC もそうです。ICC は新しい組織で、日本語で言うと真水にあたる純増のポストを今どんどん作っていますけれども、そういうところにも同じ業界の人たちがどんどん応募してきている。採る側は、やっぱり同じような機関で働いていた人たちがの方が即戦力になるし、知り合いだったりするので、採用しやすい。「ああ、あいつか。」と。「あいつなら大丈夫だよ。このポストに向いている。」と。そこでさきほどの話に戻ってしまうんですけども、こういうところに日本人が入っていくのは非常にやっぱり敷居が高いなと感じます。

一方、裁判官のポストは、ある意味では政治的な枠で任命され、こういうものはまた別の政治的な事情で動きますから、同じ業界の経験がどれだけあるかということは、必ずしも問題になりません。

国際機関への「入り口」

(山本) 国際機関での法律業務にどういったものがあるか、また、国際機関で勤務したりインターンをした経験がある人の情報も、日弁連の国際機関就職支援コーナーのホームページを見て頂ければ分かるかと思います⁴。その中で、過去のセミナーの記録を読んで頂くと、上柳敏郎弁護士が、日本で過労死問題に取り組んだ経験を活かして、ILO インターンをされたということが書かれていて⁵、これまでの皆さんのお話と通ずるものがあるかと思います。これから国際機関を目指す方には、是非読んで頂きたいと思います。

ここで紀谷さんから、国際機関における法律関係業務として、一般的にどのような仕事があるのか教えて頂ければと思います。

(紀谷) いずれの機関にも法律関係の業務はあります。日本の法曹資格が、どこまで、どのような意味で活用できるかはともかくとして、人道支援から国際金融まで、ありとあらゆる方面で法律関係のポストはあるかと思います。

問題は、そこにどうやってそこにすべりこむか、つまりエントリーポイントは何かということですが。

エントリーポイントとしては、空席ポストへの応募、競争試験と JPO 制度⁶が挙げられます。

(山本) 国際機関への就職は、基本的には空席ポストへの応募が建前ですが、実質的には内部昇進で決まっていることもかなり多いようです。競争試験も P1、P2 レベルのみで、対象も 32 歳以下となっていて、しかも毎年法律や人権分野の試験があるわけでもないで、

⁴ <http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/shushokushien/index.html>

⁵ 第 1 回国際機関人事情報セミナーの記録を参照。

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/kaiin/data/seminar040123.pdf>

⁶ JPO 制度の概要は、外務省国際機関人事センターのホームページ

(<http://www.mofa-irc.go.jp/>) を、経験談などは第 3 回国際機関人事情報セミナーの記録(<http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/kaiin/data/seminar080222.pdf>) を参照。

日本の法曹にはなかなかチャレンジしづらい面があると思います。そこで、JPO という制度は、日本の法曹にとっても魅力的な制度だと思いたすがいかがでしょうか。

(紀谷) 先ほど佐藤さんは「もったいない」とおっしゃいましたが、やはり、若い方で、司法試験も受かったけれども、国際機関にもチャレンジしてみたい、英語もできます、といった方には、活用しやすい制度かと思いたす。これまで法曹の資格を持った方が JPO に通って国際機関に出て行かれたというのはあまり事例がないようすが、法整備支援のニーズも高まっていますので、JPO のポストでそういった法曹資格者が入りやすいポストに人を送り込めれば、JPO というのももっと実績が出てくるのではないかなと期待しています。また、UNV (国連ボランティア) やインターンもエントリーポイントになるかと思いたす。UNV でまず現場での経験を積んで人脈も作るというものです。外務省では、来年 (2009 年) で 3 年目を迎える「平和構築分野の人材整備事業」⁷ について、本格化ということで、新たに増員することになっており、この事業に参加すると UNV としての海外研修を体験することができます。あるいは、インターンについて言えば、いきなり海外まで行かずとも、先ほど話が出ました、司法修習の期間中に、選択型実務修習で国際機関の駐日事務所の手始めにインターンを経験して、そこから場合によっては海外の事務所でのインターンも可能になるかも知れません。

実際、英米の大学では、学生の中に国際機関で無給・有給インターンをして、卒業後にはそこにコンサルタントとして就職し、そこでさらに顔を売って正規職員として採用されるというパターンも多くあります。そういうパスを、日本人はなかなか上手く使えていない気がします。その意味では日本の法科大学院や司法研修所にも、「鍵はインターン」という認識を持って頂き、インターンを支援して頂きたいですね。インターンへの財政支援という面では日弁連さんに大判振る舞いして頂くか (笑)、その他インターン支援をしている公的団体はありますので、そういうものを利用する手もあります。たとえば日本ユニセフ協会は、インターン支援をしています。

(北村) そういった意味では、無給のインターンをするにも、まずは海外の国際機関のドアを叩きなさいというのではハードルが高いかと思うのですが、選択型実務修習で、日本にいながらにして、IOM や UNHCR といった国際機関でインターン経験が積めるという新しい制度は、若い法曹にとって大変魅力的な制度かと思いたす。

(佐藤) ちょっと割り込んでしまっていていいでしょうか。実は、先週、International Development Law Organization (IDLO) という国際機関の所長で、私が懇意にしている方から携帯に電話が入って、何だろうと思ったら、シドニーにあるアジア地域事務所の事務所長として来られないかと言うんです。いつから? と聞くと、「今すぐに(immediately)」と。これ、国際機関の常套文句ですけども (笑)。

⁷ 事業の概要は <http://www.peacebuilderscenter.jp/> のほか、第 4 回国際人事情報セミナーの記録 (<http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/kaiin/data/seminar090217.pdf>) を参照。

ここも法整備支援をやっている専門機関で、以前日本人の方が1年程勤務されていました。その後日本人は続いていない。一方、アジア地域事務所では中国系の弁護士なり大学教授がだいぶ応募してきているようです。

(野口) そのシドニー事務所ができる時、確か2003年頃だったと思いますが、私のところにも、日本人を出せないかという話がありまして、法務省に相談しましたが、結局、誰も行かなかったです。

(佐藤) これが掲載されることにはもう人事は決まっていると思いますが、こういう機関と日弁連が連携するとか、何か日弁連もコミットできたら良いなと思います。

なぜ国際機関に入るのか—NGOの役割

(佐藤) 今回の座談会の趣旨が、日本の弁護士がどうやったら国際機関に就職できるかということにあるので、それに反してしまうのかも知れません。しかし、あくまで私は国際機関というのは通過点というか、1つのチャンスがあったらそこで働いてみてもいいんじゃないという程度のことと考えて、むしろ本質的に何を自分は実現したいのかということを見失わないようにしなければ、と思うんです。国際機関はあくまで手段であって、目的ではないと思うんですよね。

弁護士資格も、それ自体は手段に過ぎず、その資格を活かして何をすることが大事なのであって、その中で、自分がやりたいことを実現するために必要ならば、国際機関で働くという考え方が健全だと思います。

あともう一つ、先日、元 UNHCR 東京事務所所長の滝澤三郎さんという方もおっしゃっていたのですが、「国際的な人権問題に貢献をしたいならば、国連などの公的な機関に入るよりもむしろ国際 NGO に入った方が良いんじゃないか。」と。今年(2008年)の10月から、弁護士の土井香苗さんが、ヒューマン・ライツ・ウォッチ(Human Rights Watch)東京事務所のディレクターになったと聞いてとても嬉しかったんですが、国連そのものは、一人一人の人間の人権に直接的に関わるよりも、むしろ外交的な問題も含め、間接的な関わりの方が多い。その点、本当に現場で苦しんでいる人たちの目線に立って人権を向上させていくというような取り組みというのは、やっぱり NGO が主体的にやってきたことであり、最近はそのような活動が国を動かし、国連を動かしている。つまり彼らは、国連をまさに手段として使っている訳です。ですから、私は国際機関でインターンというのもエントリーポイントだと思いますが、NGO 活動もエントリーポイントになると思いますね。ただ、確かに日本国内の NGO は非常に弱小で、財政的にも不安定ですが、国際 NGO の中には、CARE でしたか⁸、UNHCR の5倍ぐらいの予算がある NGO もあって、私も帝国ホテルで開かれたその NGO のチャリティーの会合に参加して、大変立派だったので驚きました。そういった、いわゆる「市民社会」と呼ばれている業界に、日本の弁護士はもっと関わっていても良いと思うんです。それは、「急がば回れ」じゃないかなと。実際、国連の職員

⁸ <http://www.careintjp.org/>

の中には NGO 経験者が多いですし、逆に国連職員が NGO に転職することも多い。NGO と国際機関とは、すごく風通しが良いと思いますから、どこかの国際 NGO をステップにすることは有益ではないかと思います。たとえば、海外に留学された弁護士の方々は、留学後に米英の法律事務所ですばらく勤務して帰国されることが多いですが、それだけではなく、現地の NGO に入ってインターンをやってから国際機関に入るということもあり得ると思います。

(北村) 留学してロースクールが終わった後の過ごし方というのは確かに重要かと思います。いったん、日本に帰国してからまた海外に出ると仕事の関係上、ハードルが高くなりますので。私も日弁連の留学派遣制度で 2005 年夏からニューヨーク大学 (NYU) ロースクールに留学させて頂きましたが、ロースクールが終わった後は、ジュネーブで開かれていた国連人権小委員会で、当時委員をされていた横田洋三先生のアシスタント・インターンをやらせて頂きました。さらにその後、ニューヨークに戻り、国際 NGO ではないのですが、カソリック・チャリティーズという NGO の中の移民難民部門で 3 ヶ月間、インターンをやらせていただきました。日本では佐藤さんと同じで、移民・難民支援をしていたので、そのつながりで、アメリカの実務を見てみたいということで応募しましたが、とても良い経験が出来たと思います。

ちなみに、私と同じ時期に、先ほどお話に出ました土井香苗弁護士も同じ NYU に留学されていて、ロースクール修了後、ヒューマン・ライツ・ウォッチでインターンを始め、東京に戻ってからは東京事務所を立ち上げ、自らディレクターになった訳です。また、私と同じ日弁連推薦派遣制度で私の前の年に NYU に派遣された伊藤和子弁護士は、ロースクール修了後、センター・フォー・コンスティテューショナル・ライツ (Center for Constitutional Rights) という国際人権 NGO でインターンをされ、日本に帰ってきて、ヒューマンライツ・ナウという国際人権 NGO⁹を立ち上げました。

ですから、ここ数年間日本の弁護士の中にも、NGO を通じて国際人権を実現していくという意識が芽生えてきて、かつそれを実行に移す人が出てきたなという、そういう潮流をすごく身近に感じています。

(野口) 私は、インターンはもちろん非常に役に立つと思うんですけど、できればこれは学生の間にもやってもらいたいと思います。私は 2006 年にエール大学に行って半年間研究をしていましたけれども、エール大学ロースクールの学生で国際人権問題に関心がある人たちは、もう夏休みはみんなアフリカやアジアに 1 か月でも 2 か月でも行って、ECCC とかルワンダ国際刑事裁判所とかそういうところでどんどんインターンをやっています。学生の間にもそういう現場 (フィールド) 経験のある程度積んでいて、法学学位を取って、司法試験に通ったときには、ヒューマン・ライツ・ウォッチのルワンダ事務所に配属になるくらいのフィールド経験があり、またそれだけ自分がロイヤーとして何をやりたいかという焦点が絞られている人がたくさんいる。そういう意味で日本の学生というのは、私も

⁹ <http://hrn.or.jp/>

直接は知りませんが、どうも司法試験の勉強に忙しくてそれどころでないようであって、また仮にそういうことを考える学生がいたとしても、それをサポートする仕組みが存在しない。海外のフィールドで人権活動をしたって単位ももらえないし、経済的なサポートも得られない。下手するとロースクールのカリキュラムから脱落してしまうみたいなことになるのであれば、やっぱりそこでもう既に欧米のロースクールと比べてずいぶん遅れをとっていますね。

それからもう1つだけ、さっきちょっと話に出たコンサルタントについて。これは私もアジア開発銀行(ADB)にいたときにずいぶん自分のプロジェクトで雇いましたけれども、これは日本人にとっては相当言葉の壁が厚くて大変です。コンサルタントとしてロイヤーを雇う場合は、月2万ドルぐらい払います。われわれ正規の職員よりも、短期契約である分だけ高い。2万ドルのうち何十%かは派遣元の法律事務所に行く場合もあるようですが、とにかくこの人たちは、馬に食わせるぐらいの量の文書を恒常的に生み出さなければいけない。これはやっぱりノン・ネイティブ・スピーカーには相当つらいことです。私は当時自分のプロジェクトの関係で日本の大手の渉外事務所にも、こういうプロジェクトをやっているの、ぜひ若い先生方も含めてコンサルタントで応募されたらどうですか？とお願いをかけたことがあったんですけど、まず国際競争入札の企画書を出すだけでも、50ページ、100ページの分厚い文書を色付きのグラフ付きで出してこななければいけない。それだけでも日本人はできないんです。だから、少なくとも弁護士の分野に関しては、おそらく日本人にとっては、最初はコンサルタントで入り、そこから正規職員へというキャリアパスの方が、最初から正規職員として採用されるよりもむしろ難しいのではないかという印象を受けています。

環境とか別の分野では、また別かもしれませんけれど。

(山本) 私自身も弁護士実務を4年ぐらいした後、ミシガン大学ロースクールに留学して、そこでLL.M.をとり国際法などを勉強した後、国連のOHCHRニューヨーク事務所でインターンをしたのですが、何度も話に出ていますけれども、インターンを経験してみればじめて、いわゆる悪循環から抜ける道の1つはここにあったんだと、そこで気づいたんですね。情報・人脈という意味でも、日本法に英米法の知識が加わったという点でも、留学で広がった部分が大きいです。ですから、留学からインターンというのはやはり国際機関への一つの有力な道だと感じています。ただ、野口さんからさっきお話があったように、アメリカのロースクールの学生は、もっと前からインターンをやっている。これは本当に、日本のロースクールでもより国際的なインターン活動を積極的に支援する動きが広がれば良いと思いますが、その中で、日弁連が、司法修習制度の中で、国際機関の駐日事務所でのインターン制度を作ったことは、1つ前進かなと思います。

コンサルタントという話で言うと、確かにADBのような金融系のコンサルタントはすごく大変だということが、野口さんのお話で良く理解できましたが、人権分野では、日本の弁護士の中でもユニセフのカンボジア事務所でコンサルタントをされた神木篤さんという

方がいます。例えば子どもの権利条約にすごく詳しくて、例えばカンボジアでやるんだっ
たらクメール語も勉強するというような心意気まであって、それでコンサルタントをする、
というようなことは、日本人の弁護士でも十分に可能なのではないかと。紀谷さんがおっ
しゃったように、インターンをした後、コンサルタントのような短期の仕事をつなぎなが
ら、正規職員に近づいていくというキャリアパスは、欧米人にはあるのに、日本人には見
えていないというか、未開拓なのかなという問題意識があります。

法曹の「職場の1つ」としての国際機関

(野口) 今、何のために国際機関に入るのかという問題提起がありましたけれども、こ
れは重要なことだと思います。この動機は、大きく分けると二種類あるような気がします。
まず1つには、佐藤さんに代表されるように、法曹になったときから、もしくは法曹にな
る前から、難民問題など、特定の問題意識を持ってずっとやってこられて、それを実現す
る場の1つとして国際機関に入る、こういう人たちがいると思うんですね。これは多分、
国際貢献、もしくは人道支援的な分野で、国連関係の組織に多いと思うんです。

他方で、国際機関を、日本の法曹の職場の1つとして考えるという方もいると思います。
今後、弁護士の数が増え、社会的役割が拡大していくに伴い、弁護士といっても、様々な
仕事のやり方が生まれてくるのではないかと思います。その中の1つとして、日本の法曹
資格を持った人が、ずっとではなく、例えば3年とか5年とか特定の期間でもいいのです
が、国際機関の機関内弁護士をやりたいな、そういうのが1つのオプションとしてあっ
てもいいのではないかと思うのです。そのような場合は、必ずしもものすごく崇高な理想
に基づいたものではなくて、ちょっとこっちが飽きたから、こういうこともしてみたいと
か、たまには外国で働いてみたいとか、その程度のことでいいと思うんです。例えば私
がいたアジア開発銀行(ADB)なんかも、いわゆる渉外事務所でプロジェクト・ファイナ
ンスをやっていたような人たちがたくさん来ていて、私もやらされましたけれど、借款協
定をドラフトしたり、ボンドの発行をやったりしている。これは、日本の渉外弁護士が普
通にビジネス・ローの分野でやっているような業務を、国際機関内でもやれるというこ
とです。

ですから、そういうものも視野に入れて、広く、日本の法曹資格者の国際機関への就職
という問題を考えたときには、必ずしも非常に強い信念を持って特定の分野での自分の意
思を実現するために国際機関を使うという、佐藤さんがさっき紹介されたようなアプロ
ーチだけではなくて、いろんな職業上のオプションの中で自分の経験やキャパシティを拡げ
る1つの選択肢として国際機関を位置づけてもいいのではないかと思います。

例えば最近では、プロサッカーやプロ野球の世界では、皆さん割と気軽にというか、昔
ほどハードルが高くなく、外国のサッカーチームや大リーグに移籍して活躍していますよ
ね。ああいう風に、国際機関を単なる1つの職場としてとらえて、気軽に行ったり来たり
できるようになればいいんじゃないかと思います。でも、そのためには、やっぱりさっき

の話に戻ってしまうんですけど、そういうところで採用してもらえそうなキャリアを作るということも、アプローチとして必要になってくる。

(山本) 確かに、OHCHR でインターンしているとき、周囲には、人権のためという使命感を持って働いている人がもちろん多いですが、一方で、先ほど野口さんがおっしゃったように、ごく普通の職場の1つという意識で働いている人も多いと感じました。また、業務の内容も、日本の企業法務とあまり変わらない、つまり雇用問題などの総務・人事、あるいは調達の場合などでの法務もある訳です。国際機関では、人権部門で働いている人であっても、そういう分野で働いている人もいる、という点は印象的でしたね。

(佐藤) 今の点、ちょっとよろしいですか。私は難民ということ自分の生涯ワークとしてのお話をしましたが、そういうばかりでなく、日本の弁護士の業務拡大という観点から言うと、国際機関で働くことを、よりビジネス戦略として位置づけて良いと思うんですね。先ほど野口さんが ADB の経験で言われましたが、私も EBRD にいたときは、まさにビジネス・ロイヤーが投資銀行家として出向ないし、兼業という形で来ては、2、3年働く。そこで箔を付けてまたもとの法律事務所のパートナーに戻ったり、あるいは大企業の法務部長になったりといった具合に、まさに EBRD で働くことが、キャリアパスの1つの通過点になっていて、自分がビジネスで成功する上での1つのステップング・ストーン(踏み石)と捉えている方も多い。それは弁護士個人もそうですが、法律事務所もそうです。主にイギリス系、最近はドイツ系、フランス系も増えてきましたが、国際的に競争力のある法律事務所は、所属弁護士のキャリアを戦略的に考えています。

国際社会における日本の法曹の競争力

(佐藤) そういう意味で非常に危惧を覚えているのは、そういったグローバルな弁護士業界の競争の中で日本の法律事務所や弁護士はどんどん内向きになってしまっているということです。日本の大手の法律事務所の方と話をしてみても、最近はコンプライアンスなど日本国内の業務の方がほうが多くて、それで十分食えと。「渉外事務所」と言っても、今は国際的な案件は10%もないと。とにかく忙しすぎて、余裕がないから、所属弁護士の海外留学も単なる箔付けであって、実際にそれを戦略的に使おうという発想があまりないようにも見えるんですね。

そうすると、英語で文書を作るという話が先ほど野口さんから出ましたが、そういったグローバル・スタンダードに追いつけるよう、日本の大手の事務所が努力していかないと、いつまでも日本の弁護士にそういう能力が身に付かない。能力がなければ、弁護士の世界市場から日本人は排除されてしまうだけです。日本国内の実務があると言ったって、特に金融取引などは、今や国際的な取引の一部ですから、日本の銀行同士の約款を作る際にも、ニューヨーク法準拠ということだってあり得るし、実際にそれを裏付けるように日本企業の法務部の人たちはニューヨークの法曹資格を取って帰ってくる。そうすると、せっかく

難しい試験に受かって弁護士になっても、日本国内の大手企業の実務ですら排除されてしまうということだってあり得る訳です。

ですから、日弁連含めて日本の弁護士資格を持っている人たちは、こういった危機感を持って臨むべきではないかと思います。

(紀谷) 国際機関に限らず、多国間(マルチ)、二国間(バイ)、NGO、全部含めたグローバルなリーガル・プロフェSSIONALに日本の法曹がどう飛躍するかという観点から考えれば、いろんなエントリーポイントがあり得ると思います。国際NGOで実績を積んで、国際機関、さらには二国間(バイ)の機関など、回遊魚のように回るのは、国際的にはどの分野でも見られます。

言ってみれば、日本ではこれまで、グローバル・パブリック・リーガル・プロフェSSIONAL(国際的公法専門家)については、結局それぞれ専門性がある一匹狼的な人が突然変異的に現れて、それぞれが努力するという状況にあったと思うのですが、今後は、日弁連さんなどが入って、そういった人たちを引きつけて、情報を共有してネットワークを構築し、その人脈を使って人を送り込む、そういう制度が立ち上がることを期待します。二国間を支援するJICA、国連アジア極東犯罪防止研究所(UNAFEI)などの法整備支援、NGO、国際公務員、それからビジネスにはCSRなどの点もあると思うので企業も含め、グローバルなネットワークの中で回遊魚のように回るようになっていくべきではないでしょうか。その中に日弁連が入って頂ければと思います。

(野口) 留学については、さきほど佐藤さんが、最近渉外事務所などで留学に関する熱意が薄らいできているというような問題提起をされましたけれども、これはかなり由々しきことだと思いますね。やはり今日の座談会の趣旨から見ると、日本人のような、非常に特殊な法制度の下で、特殊な言語で法律実務をやっている人が、アメリカとかイギリスとか、普通の欧米人から見て理解可能な場所に留学して、そこで法律の勉強をしたということによって、自分の国のこと以外にも、一応グローバル・スタンダードなものについても最低限の理解があるはずだというお墨付きのようなものがもらえる。これを昔は箔付けと言っていたんですけれども、実際には、特に日本のように海外から見て閉鎖的な法制度の国の弁護士にとっては、単なる箔付け以上の意味があるわけです。今、中国なんかではどんどん欧米人の講師が大学に来て英語で教鞭を取っていますし、エリートは皆かなり早い段階で留学などの国際経験を積んでいる。そういう中でどうも日本は相変わらず司法試験に受かることがかなりの重要課題であって、どうもロースクールでそれ以上のことをやれるような余裕があまりないように感じられます。

ですから、私はその分野については詳しくありませんけれども、今の日本の弁護士制度、事務所制度というのがおそらく相当硬直化していて、佐藤さんみたいに日本と海外の間を行ったり来たりし続けている人はごくごく例外で、かなりの人が1つの事務所の中でのキャリアアップを考えているのではないのでしょうか。その中で、例えば国際機関で3年でも良いから働きたい、もしくは事務所が望まない留学をどうしてもしたい、という人は追い

込まれてしまう。自分の国内でのキャリアパスとの間で板挟みになる。そこで、佐藤さんみたいに、そのとき自分がやりたいことを好きなだけやれる人というのはそんなに多くないんです。だから、やはり日弁連が国際機関での勤務者を増やそうと考えるのであれば、ロースクールのインターンと同じで、日弁連として何かそういう受け皿を作ることを考えざるを得ないのではないかと思うんですよね。現にそういう議論がなされているんだと思いますけれども、「止まり木事務所」¹⁰の話だとか、そういうような仕組みをやっぱり作っていかないと、個人の熱意とか、その時々への頑張りみたいなものに期待しているだけでは、多分統計的に有意な増加は望めないのであって、相変わらず両手の指で数えられる位の人しか外に出ていないということになるんだろうと思います。

私はアメリカのロースクールなんか見ている、必ずしも例えばエール大学のロースクールの学生が、東大のロースクールの学生よりも熱意があるとか、優秀だとかというふうには思いません。ただ、アメリカには、学生が自分の熱意を実現するための仕組みがあるんですね。日本は、そこで負けているという印象を受けています。

(山本) では次に、国際機関に一定期間務めたとして、その後、日本に戻ってきてからのキャリアパスはどうなんだろうという点は、やはり国際機関を目指す日本の弁護士としては気になるかと思います。この点について、佐藤さんのご意見はいかがでしょうか。

(佐藤) 「止まり木事務所構想」を含めて、大学もそういう役割を担うということが重要だと思っています。実際、今、東大の研究会とベトナムの弁護士とのコラボというか、交流を進めております。本来、日本はアジアの一国でもあるわけですから、留学も、これからは、アメリカ、イギリスだけでなく、アジアに留学してもいいと思うし、仕事の面でも、実際アジアに出ている日本企業は多いわけですから、そういう日本企業に対してやはり日本の弁護士がサポートできるようにしていかないと。アジアにもどんどん欧米やオーストラリアの法律事務所が入り込んでいます。私がベトナムに行くようになったのは90年代の後半ぐらいからなので、日本のベトナムでの法整備支援が始まる頃からなんですけれども、その頃はベトナムではまだ弁護士も少ないし、日本の弁護士に来て欲しいといわれたのですが、だれも行ってくれません。そのうちそんな話もなくなって、ここ2、3年、気がつくともアメリカやオーストラリアの弁護士、また韓国の弁護士も研修で来ているということが多いですね。アジアで企業活動をする日本企業に対して、欧米の弁護士が対応しているということで本当に良いのかなという気がします。拠点は東京にあったとしても、ベトナムで活動する企業の法務なら、やはりベトナム法もちゃんと勉強して、ベトナムの法律家と渡り合えるぐらいの、あるいは、日本の法律事務所がベトナム人の部下を抱えてもいいです。そういうことは欧米の事務所では全く普通にやっていることですよ。アメリカの大手法律事務所など、世界中の弁護士が揃っているといっても良いくらいです。日本の

¹⁰ 将来国際機関で働くことを目指す弁護士が、それまでの止まり木として所属するための公設事務所を立ち上げようという構想。

大手渉外事務所も、単に人数を増やすだけでなく、同時に、これからは人権や環境問題が分かっている人も増やしていかなければいけないでしょう。たとえば私も日本の企業から、日本に研修生で呼んだ人が難民である可能性があるということでどうしたら良いか相談をされたこともあるんですけども、日本企業が海外で仕事をすれば、当然にその国における人権の問題や労働の問題があるので、「私は単なるビジネス・ロイヤーですから知りません」とも言えないわけで、私がインターンをしていたニューヨークの事務所ではちゃんと環境法専門家、人権法専門家、難民法専門家がそろっていました。それ自体はメインストリームではないかもしれないけれども、必ずニーズがあって、プロボノという形で活動していました。

ですから、日本にもこれだけ大きな事務所が幾つか出来たのですから、そういう大手事務所は、旧来型のものからグローバルなビジネスをできるような多様性を備えたものに変わっていかなければならないと思います。

だから、一方で専門家を育成するとともに、一方でもっと横のつながりを含めたモビリティを高めていく、そういう努力をしていく必要があって、その1つのファクターとして大学というのはあり得ると思うんですね。ロースクールも本来はそういう機能を担うべきなんでしょうけれど、司法試験に合格させることにエネルギーを取られている感もあってなかなか難しいのかも知れない。だったら司法試験に受かってから研修所に行くまでの期間とか、あるいは研修所に入っている期間も含めて、大学と連携してそういうコースを作ったり、インターンシップやフェローシップを利用していくことができると思います。また、国際機関で働いた経験がある方が止まり木的に客員職員として大学に1年でも2年でも入って、必要なときに国際機関のポストがあったら、そこは大学から飛んでいけるとなれば、大学にとってもメリットになる。私が今大学にいるから思うのかも知れませんが、大学をもっと利用していただくというのは、今後1つの突破口としてあり得ると思います。

今後の課題と方向性

(山本) 日本の法律事務所がどうあるべきか、プロボノとの関わりも含めて、非常に興味深いですね。また、新しいスキームを考えていく上で大学は力になると。

紀谷さんは、むしろ法曹ではないという立場から、これまでの議論をお聞きになってどう思われますか。

(紀谷) 「世の中の問題の原因すべて教育にある」ではないのですが(笑)、やはり法科大学院生や、大学生は大事なのかと思います。有意な変化をもたらすために、まずガーンと大規模に変革を起こすということができればいいですが、そこに至るまでの「間」に、法科大学院生や大学生に向けて、夢と使命感を持って国際的なリーガルビジネスに取り組んでもらうよう「語って」いくことが必要ではないでしょうか。やはり、学生からの底上げがないと、いくら色々なスキームや研修を設けても、歩留まりがあります。そのパイを増やしていくためには、われわれが熱く語らないと、先細りになってしまいます。

その役割を最初に担うべきなのが、外務省なのか、東大なのか、日弁連なのか、法務省なのかは分かりませんが、今までの議論で出て来た危機意識、つまり国際的な法律専門家集団の中で日本の法曹だけが内向きになって、日本がまさにガラパゴスになっていいのか、日本の法律分野の国際化に関するビジョンが、何故どのように必要なのかという点を、ハイレベルのリーダーシップで強く打ち出す必要があると思います。法科大学院といった場所で語れば、話を聞いていた100人のうち1人か2人でも、「やっтарうか」と思って動いてくれる。こういうプロセスが必要でしょう。

これは、実は法律分野以外でも同じことだという気がしています。人権、平和、人口、環境、あらゆる分野において、平和で豊かな日本で教育を受けた恵まれた若者たちがどう世界に貢献するか。第2、第3の佐藤安信さんになりたいという人はいると思います。そのような夢をきちんと現実のものにする、その間を結びつけるのがわれわれの役割であって、ぜひ身を以て示しつつ、熱く語ることで後輩を引っ張っていくという歴史的責務が日弁連をはじめわれわれにもあるのではないのでしょうか。そうしないと、日本の将来が危ういというような気持ちが必要です。

(北村) 日弁連側で日本の弁護士を国際機関に送り込むという仕掛ける側でありながら、今日の座談会を聞いてはじめてすごく具体的な危機意識に目覚めました(笑)。ますますこれから頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(山本) では、最後に、これから国際機関への就職を考えている人たちへのメッセージ、アドバイスと、日弁連、外務省、法務省、裁判所、研修所、ロースクールへの注文など締めくくりのコメントを、お三方からいただければと思います。

(佐藤) 弁護士というのは、弁護士資格を取ってしまうと、これは国家公務員もそうかもしれないかもしれませんが、「士」いわゆる「侍」になってしまう。つまり、その「身分」で仕事ができるんじゃないかという錯覚をしてしまう。確かに、日本の社会の中では身分は活きるのかもしれないけれども、それは国際社会で通用しません。ですから、やっぱり自分で求めて、自分を売り込んでいくというふうな積極的な姿勢を持っていかないと相手にされないということですね。

言葉の問題ももちろんあるんですけども、それ以上にやっぱりグローバル社会を牛耳っている英米法の弁護士たちのカルチャーというのは、やはりかなりそういう意味ではアグレッシブなので、それに対抗できるだけの能力というか、度胸というか、そういうものをつくっていくということは1つ必要だと思います。

EDRBに行ったときに言葉以上に一番大変だったのは、会議で、今日の皆さんのように、ちゃんと私の話を聞いてくれる会議は全然ない(笑)。お互いにガンガン言って、何て言うのかな、慎ましくしていると絶対話せない、存在すら忘れられてしまうという世界なんです。

多かれ少なかれ国際機関というのは、そういうカルチャーですから、そういうところに乗り込んでいくんだということです。プレゼンテーション能力とか、ディベート能力

力とか、日本の今までの教育の中でこれまで重視されなかった部分ですから、文化的なギャップというのがあると思います。

いずれにしても海外に出て自分を問うてみる。特に若い人であればリスクをとって成長したいという意欲を常に持っていることが大事で、お膳立てしてもらわなければ動かないというのでは何も進まないと思います。

また、先ほどから出ている弁護士業務のあり方の根本にもかかわるのですが、単に国際機関の問題だけでなく、弁護士業務にはもっと可能性があることを理解していただきたい。英米の弁護士が世界を牛耳っていると言われますが、特にアメリカは、法律事務所だけでなく政治もビジネスも分野横断的に、時々政権などに応じてダイナミックに入れ替わる。そこを支配しているのがみな弁護士資格を持っている人たちですね。日本でももっと自由に発想して、ご自分自身が新しく業務拡大していく先頭に立っていただく。それから、日弁連に対しては、こういった企画も非常にいいと思うんですけども、もっと大きな法律事務所のパートナーレベルの人が日本の危機感を共有して、オールジャパンで取り組んでいくための取り組みも必要ではないかという気もします。そういう意味では、先ほど紀谷さんから話が出た CSR、これはビジネスと人権・公益を結ぶ一つの鍵だと思うんですね。日本企業が今後グローバルな競争に打ち勝っていくためにも、ある種のイメージ戦略として、日本企業というのは、人権にやさしい、平和に貢献しているというイメージを作っていく。日弁連が CSR のガイドラインを作っていますよね。ああいったものをもっと英訳して、発信しながら、日本企業はこういう社会貢献しているんだというメッセージを出して、単にコンプライアンスということで企業をがんじがらめに縛るのではなくて、弁護士がある程度そういう国際貢献という方向に企業を応援していく、ある種の中間的な存在として期待したい。ビジネス法務をやっている先生方にもそういう人権擁護、弁護士の公益性を担う責務はあるわけですし、そういう意味で、ビジネスと公益を結んでいくパイプとしての役割を期待したいですね。

外務省については、平和構築分野での人材育成等の事業が活発になっていますので、ぜひそこに法律家チームを入れて頂いて、何人か先輩を作っていただきたい。それが呼び水になって、キャリアパスの形成に繋がっていくのではないかと思います。

法務省については、やっぱりできるだけ、UNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研修所）に、検事だけではなく弁護士も入れていただきたい。法務省が管轄しているのは日本の司法全体であり、法整備支援といった国際貢献、正義の実現という観点からすると、弁護士だってその一翼を担うパートナーであるわけですので、日弁連と法務省等で話し合っ、双方が相互乗り入れするような形での連携ができないかなと思います。

裁判所も同様に ICC(国際刑事裁判書)という機関ができたので、本来裁判官が裁判官の仕事として国際貢献する余地はあると思うんですけども、まだそういう意識が足りないと思えば、ぜひ前向きに、裁判官に対する国際教育に、裁判所として取り組んで頂きたいと思います。それにより、裁判官の仕事が、単に日本国内の裁判だけではなくて、広く世界

の法の支配というものに貢献する重要な役割を担えるということをご理解頂きたいと思えます。

司法研修所には、先ほど申したように、ぜひ国際機関特設コースなり、国際協力コースなりを、オプションでもいいから作っていただいて、少なくとも国際法が司法試験科目からなくならないようにしていただきたいなど。

ロースクールも、たとえばサマースクール制度を利用して海外の大学院にロースクール生を派遣するとか、なるべく早い段階で国際的な場で仕事をするチャンスを学生に与えてもらいたいですね。日本の中の仕事というのは、非常に大きな世界の小さなマーケットに過ぎないわけですから、より早い段階で、日本の法律家の資格ではあるけれども世界で仕事をするという展望を持つチャンスを与えていただきたいなと思います。

大学としても産学連携の枠組みをこういった面にもつなげていき、実務と大学が循環するシステムになるよう私たちも努力していきなしたいと思います。

(山本) 紀谷さん、お願いします。

(紀谷) 若い人へのメッセージとして3点あります。第一に、「問題意識」です。世界の中の日本、日本人、あるいはあなた自身の役割が何なのかということを考える。その答えが、もし国際的な舞台で果たさなければならぬような役割だというならば、特に社会制度、民主主義、人権や文化のバランス面で日本は世界に貢献できるものがたくさんあると思います。ですから、自分が思い入れのある分野とか問題について、まず問題意識を胸の中を確認をしていただくことが、すべての面で重要です。

2つ目は、その夢をどう実現するかという方法ですが、それは「熱意と行動」です。やはり全ての原点は熱意であって、ある有名企業の社長もこれを「社長の要件」として挙げています。あとは、その熱意を行動に移して成果を残していくことです。この重要性は、法律の分野でもあてはまるでしょう。

3点目は「英語」です。これは、限られた時間を英語の勉強に使うのは多分学生さんから実務家まで皆さん悩まれると思いますが、やはり英語の重要性は強調しすぎることはありません。できない人はできるように、できる人はさらにできるように。国連大使を務めた人も、任期を終えた後に「やはり英語は大事だ」と言っていました。国際場裏で活躍すればするほど、思いを伝えられるか、相手の気持ちを思いやって何が言えるかが問われます。言葉の重要性というのは、本当に奥が深いと思います。ですから国際的な舞台で何らかの成果を残そうと思うのであれば、「帰国子女はずるい」とか思わずに(笑) 私もまわりに帰国子女がたくさんいる中で「何かずるい」と思っていましたから そうは言ってもやるしかない。あなたはあなたでしかないから、とにかく文句を言わずに英語を勉強するというのは極めて大事なことだと思います。

(野口) 今までの日本の法律家の1つの良いところでもあり、今となってみれば問題となってきたのは、われわれは1つの組織にかなり終身雇用的に属していて、弁護士ですらまだまだそうだと思うんですね。その中でこういう国際機関にしる、従来想定されて

いなかったような活動をするときに、まだまだ残っているこうした社会の仕組みが、すごくハードルを高くしていると思います。

他方で私がここ10年ぐらい個人的に、政府の職員を続けながらではありますが、チャレンジしてきたのは、自分が一法律家としてその時々が一番やりたいことをやると。たまたまそれが法務省であったり、ADBであったり、カンボジアであったりするかもしれないけれども、1つの組織に縛られずに、自分がこれまでの法律家としての経験や知識を一番ぶつけられる職場はどこなのか、自分を一番必要としている職場はどこなのかというメルクマールで仕事が選べたら、やっぱり一番いいんだろうとっていて、私自身、ここ数年はそういう風にやってきている。もちろんそれが相手方にも評価され、必要とされればもっとすばらしいことだと思いますけれど。

ですから、先ほどもちょっと例に出しましたけれども、サッカーや野球の選手がとにかく自分は野球ができれば世界中どこでもいいと、一番高く自分を評価してくれるところに行ってやりたいと思うのと同じようなことが、日本の法律家でも少しずつ出てくるんだろうと思うんです。弁護士の数も増えてきていますし、もう言葉の問題に不自由しないという若い人たちもどんどん出てくるだろうと思いますから、そうなったときに、自分が法務省に就職したとか、裁判所に就職したとか、何々法律事務所に就職したとかということではなくて、法学教育を受けて司法試験を通ったということに表象されるリーガルマインドを武器に、世界中どこでも自分を必要としてくれるところに行って、そこでリーガルサービスを提供するというふうにだんだんっていかないとダメなのではないかと思います。そういうふうに切り替わっていかないとだんだん行き詰まってくる。世界が、流動性と多様性に満ちあふれているときに、日本の法曹だけだんだん内向き、下向き、後ろ向きになってきて、じり貧になってくる。先ほど佐藤さんがいわれたように、日本の大手法律事務所のサービスの方向性がどんどんドメスティックになっていくという、世界の動いている方向と逆の方向に収斂していってしまうと思うんです。それはやっぱり個人レベルで1つのものに縛り付けられているから動けない。弁護士一人ひとりがそういう状態である以上、全体の人数がある程度増えても、あまり本質は変わらないと思うんです。

次に、じゃあ既存の枠組みの中でどういうふうに、具体的に国際機関に就職するという話を考えればいいのかというと、私が今日の座談会に出て感じたのは、やはり一言で国際機関に就職するといっても、いろんなパターンやコンテキストがある。今までちょっとそれを一緒にたにしすぎていたのではないかということです。最も典型的には佐藤さんに代表されるように、人権など特定の分野の仕事がやりたくて、そういうライフワークの一貫として国際機関という場所に飛び込んでいって、そこで世界の人のために仕事をする。こういう国連を中心としたいいわゆる国際貢献をベースにして国際機関を考える、こういうコンテキストが1つあると思うんです。

もう1つは、先ほど私がちょっと申しましたように、もっと軽く、職場の種類みたいな感じで国際機関にある期間勤務するためにはどうすればいいんだろうかというくらいの

重みで、どうやれば入れるかということを少し具体的に考える。もしくは仕組みを作るということが2番目にあると思います。

3つ目には、紀谷さんもさっきおっしゃったとおり、国際機関がやっている特定の活動において日本の国益を守るために、もしくは日本人としてのアウトプットをするために、どうしても日本人を送りたい、もしくは日本人がもっといた方がいいと。そういう場合にどうやって戦略的に日本人を入れていくか。これは伝統的には「官」がやってきたことですけれども、今後、WTO だとかいろんな場面で、これはなかなか裁判官や検察官にできない、弁護士に頼まなければいけないということも出てくると思います。そういう場合にどうやって日本の国益のために日本のロイヤーを送り込んでいくかという場面もあると思うんです。

今お話しした3つのパターンというのは、動機もアプローチも違った話であって、それぞれのパターンごとに日弁連、外務省、法務省、裁判所、研修所、ロースクールなどが抱く関心の度合いも大きく違います。だから、仮に今この3つだけとりあえず考えようとした場合に、これを一緒に取り上げようとしてこういう関係機関をみんな呼んできて、会議を開いても、多分あまり意味のある結論は出ないだろうと思うんですね。それぞれのパターンについて、現にそれが必要だという利害関係を持っている団体にもっと金の絡むような具体的な話をして、何か仕組みを作るという風にしていかないと、多分だめなんだろうと思います。今まで日弁連のイニシアチブも含めて、過去かなり数年にわたって一般論として国際機関における日本人のアンダーリプレゼンテーションをどうするかという議論は、だいぶしているわけですが、やはりなかなか焦点が絞られない。それは弁護士の業界という形でこれを考えるときには、なおさらいろんな動機や立場でこの問題を考える人がいると思うので、もうちょっと、分科会的に少し小分けをして、その中でどういうアプローチがどういう機関との間で可能かということ煮詰めていくと、少し具体的な成果が上がるのではないかと思います。例えば、職業の一種として国際金融機関に勤めたいと思っているような人たちと、国際貢献という理想に燃えて国際機関に入ろうとしている人たちとは、分けて考えることが必要な段階になってきたのではないかと思います。

国際機関というのは、別にやっている仕事在国内法務に比べて偉いわけでもないし、そこに働いている人たちが、われわれが日々接している同僚に比べて崇高な人たちというわけでもない。佐藤さんがさっきおっしゃったように、日本人から見るととても許容できないようなめちゃくちゃな文化がまかり通っていて、いたたまれないくらいに疲れてしまうことも多いんですね(笑)。だから国際機関に就職するというのを美化する必要はないと思うんですけれども、今申し上げたようなそれぞれのコンテキストで必要性に応じて戦略を立てていくことはやっぱり必要だろうと思います。これはやっぱり個人レベルに任せておいてもなかなかハードルが高いところがあります。ですから今日の座談会はそういう意味でブレインストーミング的にいろんなお話が聞けましたので、何とか次につなげられればと思いますし、私もまたお手伝いできることがあれば、いつでもお手伝いさせていただきます。

きたいと思っております。

(山本) 今日はちょうど年代的にも近い、まさに脂ののりきった仕事をされているお三方から話を聞かせて頂いて、皆さんが、国際機関に関して、大変やりがいのある仕事を自分たちはやってきたという思いを感じました。国際機関で働くことを美化することはないというお話はそのとおりだと思うんですけども、しかしそこで働くだけの価値とか、やりがいとか、そういうものはあるんだろうと。そのことを伝えていく重要性を一方に置きながら、さらに日弁連として何をしなければいけないか。今日は色々な課題も出ましたが、おそらく日弁連だけではできないことも多いと思いますので、関係機関と協力していく必要もあると感じています。今日はどうもありがとうございました。

(北村) どうもありがとうございました。

(了)